

子宮頸がん予防ワクチンを受けるにあたっての説明書

～保護者の方へ 予診票を記入する前に必ずお読みください～

本説明書を読み、理解し、納得して予防接種を受けてください。
保護者の方が「予診票」に、接種に同意する署名をしてください。
(署名がなければ、予防接種は受けられません)

【子宮頸がんヒトパピローマウイルスについて】

子宮がんは、子宮の入口の頸部にできる「子宮頸がん」と子宮の奥の子宮体部にできる「子宮体がん」に分けられます。ワクチン接種で予防できるがんは、子宮頸がんの一部です。

日本では1年間に約15,000人の女性が新たに子宮頸がんを発症し、約3,500人の女性が死亡しています。特に、20～30歳代の若い女性に急増しています。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス(HPV)というウイルスの持続的な感染が主な原因とされています。HPVには100種類以上の型があり、このうち子宮頸がんの原因となる高リスク型の発がん性HPVは、約15種類あります。このウイルスに感染すること自体は決して特別なことではなく、感染しても必ず子宮頸がんになるというわけではありません。性行為の経験があれば、誰でも感染する可能性があり、多くの場合は一時的な感染で自然に消失し、また繰り返し何度でも感染します。

感染が持続すると「異形成」と呼ばれる「前がん病変」へと進み、その一部が「がん」になります。無症状で経過するため、早期に発見するためにはがん検診を受けることが大切です。

【ワクチンの効果と副反応】

現在、承認されている子宮頸がん予防ワクチンには、「サーバリックス(2価HPVワクチン)」と「ガーダシル(4価HPVワクチン)」の2種類があります。どちらも子宮頸がんから最も多く検出されるヒトパピローマウイルス(HPV)16型と18型に対する予防効果が高いといわれ、子宮頸がんの発症を約70%抑制すると推計されています。しかし、この型以外の発がん性HPVの感染を予防することはできません。

発がん性HPVに感染する前の10代前半にワクチン接種することで、子宮頸がんの発症をより効果的に予防できます。ただし、接種時に発がん性HPVに感染している人に対して、感染しているウイルスを排除したり、発症している子宮頸がんや前がん病変に対して治療する効果はありません。

ガーダシルは、HPV6型・11型・16型・18型の感染に起因する疾患に予防効果があり、子宮頸がんの予防だけでなく、^{せんけい}尖圭コンジローマの発症を予防します。

※ 子宮頸がんの予防と早期発見のためには、ワクチン接種に加え、何よりも定期的に子宮頸がん検診を受診することが重要です。

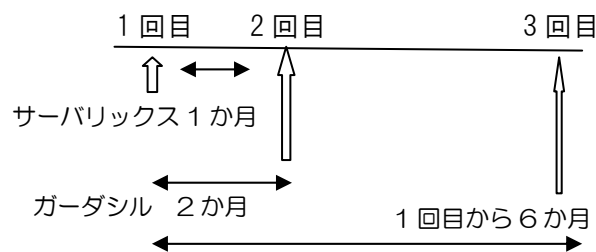
《主な副反応と頻度》

頻度	サーバリックス(2価HPVワクチン)	ガーダシル(4価HPVワクチン)
10%以上	注射部位のかゆみ・痛み・発赤及び腫脹、胃腸症状(吐き気、嘔吐、下痢、腹痛など)、筋肉の痛み、関節の痛み、頭痛、倦怠感	注射部位の痛み・紅斑、腫脹
1～10%未満	発疹、じんましん、注射部位のしこり、めまい、発熱、上気道炎	発熱、注射部位のそう痒感・出血・不快感、頭痛
0.1～1%未満	注射部位のピリピリ感、ムズムズ感	注射部位の硬結、四肢痛、筋骨格硬直、下痢、腹痛、白血球数増加
頻度不明	失神、血管迷走神経発作(息苦しい、息切れ、動悸、気を失うなど)	無力感、悪寒、疲労、倦怠感、注射部位の血腫、失神、めまい、嘔吐・悪心、リンパ節症、蜂巣炎

まれに、ショックまたはアナフィラキシー様症状(血管浮腫・じんましん・呼吸困難など)があらわれることがあります。また、めまいや失神により転倒する恐れがあるため、接種後30分間は体重をかけられる体勢で安静にするようにしてください。

【ワクチンの接種回数と間隔のめやす】

6か月間に合計3回、筋肉注射します。
2回目の接種は、サーバリックスは1回目の接種から1か月、ガーダシルについては2か月間隔をおきます。3回目は、いずれのワクチンも1回目から6か月後に接種します。



有効性・安全性のデータがないため、必ず同じ種類のワクチンを3回接種してください。

また、やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、協力医療機関または保健センターへご相談ください。

【他の予防接種との間隔】

子宮頸がん予防ワクチン接種前に生ワクチンを接種した場合は、原則として接種した日から27日以上、不活化ワクチンを接種した場合は原則として接種した日から6日以上の間隔が必要です。

子宮頸がん予防ワクチン接種後、他のワクチンを接種する場合は、6日以上の間隔が必要です。

【予防接種による健康被害救済制度について】

子宮頸がん予防ワクチン接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、「予防接種法」に基づく補償を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の原因(予防接種をする前あるいは後に紛れこんだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健センターにご相談ください。

【予防接種を受けることができない場合】

- ① 明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 予防接種の接種液の成分によって過敏症を起こしたことがある場合
- ④ その他、医師が不適切な状態と判断した場合

【予防接種を受ける際に注意を要する場合】

※該当する場合は、かかりつけの医師に、必ず前もって診てもらい、予防接種を受けてよいかどうかを判断してもらってください。

- ① 血小板減少症や凝固障害がある方
- ② 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気、発育障害などの基礎疾患がある方
- ③ 一ヶ月以内に麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜ等にかかった方
- ④ 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱や発疹等アレルギー症状が出現したことがある方
- ⑤ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ⑥ 過去に免疫不全と診断された方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑦ 妊婦あるいは妊娠している可能性のある方（3回の接種期間中を含む）
- ⑧ 現在、授乳中の方

※妊娠中の接種に関する有効性及び安全性、授乳中の接種に関する安全性が確立していないため、妊娠または妊娠している可能性がある場合は、接種を行わないことが望ましいとされています。

***ワクチン接種で、子宮頸がんを全て予防できるわけではないため、20歳になったら子宮頸がん検診を欠かさず受けましょう!**